

〈論文〉

グローバル経済下における法人税改革と「租税特別措置」

——日米両国の比較分析——

諸富 徹*・川勝健志**

I グローバル経済下における法人税の変容

1980年代以降，本格化してきた「経済のグローバル化」は，各国の租税政策に深遠な影響を与えている（諸富2009）。経済のグローバル化によって資本が国境を越えて自由に移動するようになったため，各国は自国に資本を吸引するために税率を引き下げる「租税競争」に走っている。なかでも法人税は，経済のグローバル化で最も影響を受けやすい税目の1つである。なぜなら，企業はグローバル化にともなって，本国での立地にこだわらなくなり，グローバルな観点から最適立地戦略に基づいて多国籍化を推進するようになるからである。

図1は，1979年から2012年までのOECD加盟主要国における法人税率の歴史的傾向を示したものである。1979年時点で40～60%付近に集中していた各国の法人税率は，2012年時点では20～40%付近に集中しており，全体として20%程度，下方にシフトしたことがわかる。

しかし図2は，租税競争が必ずしも税収減に直結せず，各国の税収がゼロへ向けて落ち込んでいく「底辺への競争」は起きなかったことを示している。とりわけ，法人税収は，税率の引き下げ競争にもかかわらず，一貫して増加傾向にある（1975年の対GDP比2.1%から2007年の対GDP比3.8%に上昇）。これは，「法人税

のパラドクス」と呼ばれている。なぜ，法人税率の一貫した引き下げと法人税収の増加が両立したのだろうか。

この点についてOECDの研究では，複数の理由が挙げられているが（OECD 2007, pp. 33-37），なかでも重要なのは，税率引き下げによる税収の減少が，課税ベース拡大によって補われたとの指摘がなされている点である。税率引き下げと課税ベース拡大を組み合わせることで税収中立的な法人税改革を実行することは，アメリカの1986年税制改革からドイツの2008年法人税改革に至るまで，近年の法人税改革に共通の要素となってきた。各国とも財政再建に取り組む中で，単純な税率引き下げによる減収は避ける必要がある。他方で，高い法定法人税率を引き起こす諸問題には対処しなければならない。この相反する目的を同時達成する方法が，税率引き下げと課税ベース拡大を組み合わせた税収中立的な税制改革だといえる。

このような税制改革は，次のようなメリットをもたらすであろう。つまり，これまで主として重厚長大産業の設備投資促進等に用いられてきた「租税特別措置」を廃止・縮小して，それを財源に法定法人税率を引き下げれば，財政を悪化させることなく法人税率を引き下げることができる。一般に，租税特別措置のような法人限界税率の引き下げ政策は，国内の既存企業が行う追加的な設備投資への誘因となりうる。これに対して，法定法人税率の引き下げのような平均税率の引き下げ政策は，国内の既存企業のみならず，海外の外資企業が新たに日本に立地

* 京都大学経済学研究科教授

** 京都府立大学公共政策学部准教授

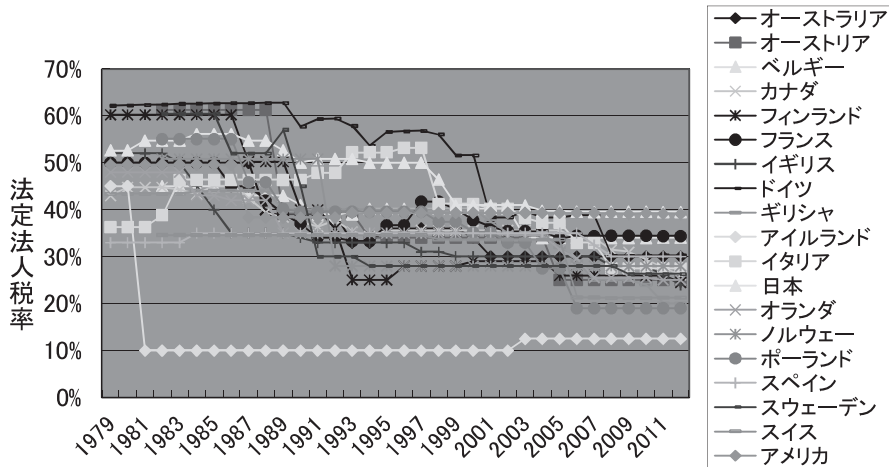


図1 法人税率の歴史的傾向

〔出所〕 The Institute for Fiscal Studies, Fiscal Facts/Tax Tables 掲載データより作成。

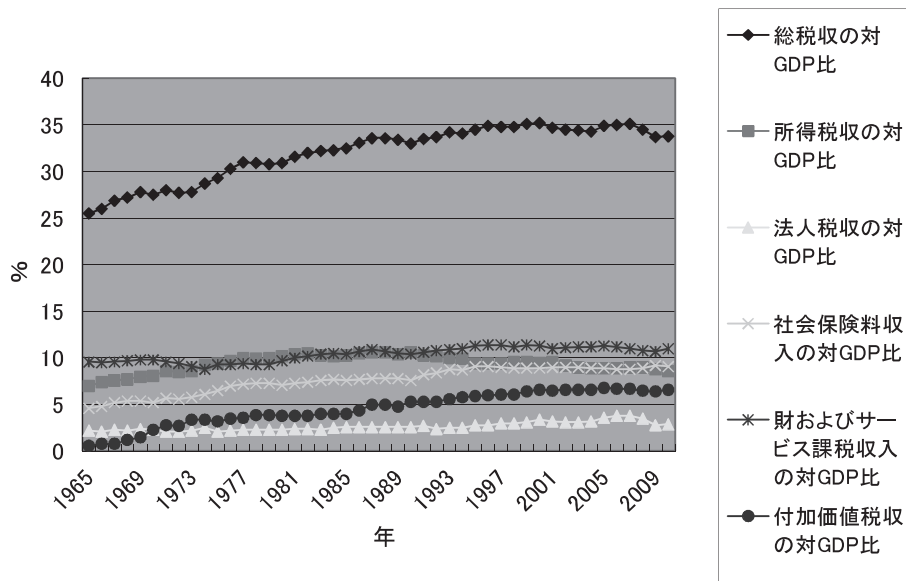


図2 各税収の対GDP比推移

〔出所〕 OECD Tax Revenue Statistics 2013 edition より作成。

して事業活動を開始する誘因となる。つまり、日本の産業立地環境の改善に資する点で、後者はよりグローバル経済下の租税政策として適合的だと言える。

これに加えて法定法人税率の引き下げは、租税特別措置で特定セクター（とりわけ製造業）を優遇するのではなく、広く法人セクター全体

にその恩恵を及ぼすことができる点で優れている。いまや日本経済の付加価値と雇用創出の大半を、サービス業をはじめとする非製造業が担っており、彼らの税負担を軽減する税収中立的な法人税改革を実行することは、産業構造の転換と日本経済の成長を後押しすることにつながるだろう。したがって、税収中立性を維持し

ながら、租税特別措置を廃して法人税率を引き下げる法人税改革は、グローバル経済下の租税政策として推奨されるべき方策となる。

Ⅱ 「課税の例外」としての租税特別措置と「政策手段」としての租税特別措置

ところで、ここまで定義を与えないまま「租税特別措置」という用語を用いてきたが、ここでは、その財政学的位置づけを確認することにしたい。租税特別措置とは、「租税支出 (tax expenditure)」とも呼ばれ、何らかの政策目的を達成するため、「所得控除」や「税額控除」などの形を取る租税優遇措置を指す。これは、主として所得税・法人税を中心として設けられ、課税ベースの包括性や、税制の効率性と公平性を失わせるだけでなく、税収をも失わせる弊害を持つため、あくまでも「課税の例外」とされてきた。したがってこれを実施する場合でも、対象を絞り、時限付きとするのが基本とされてきた。他方でそれは、様々な経済的・社会的政策目的を達成するための有力な政策手段として活用されてきており、その廃止・縮減を主張する財政学者の声にもかかわらず、現実には世界各国で多用されてきた (OECD 2010)。

租税支出に関するこれまでの財政学的な研究は、租税支出に対する批判的な観点から、現実の税制が租税支出によっていかに、「規範的に望ましい税制 (例えば、包括的所得税)」から大幅に乖離していることを明らかにしようとしてきた。具体的には、「規範的に望ましい税制」をベンチマークに取り、それと比較して現実の税制が租税支出によってどれほどの規模の「税収ロス」が発生しているかで、「乖離」の規模を示そうとしてきた。その政策的含意としては、租税特別措置の廃止縮減によって、望ましい税制への復帰が望ましいことを訴えようとするものであった。

「租税支出」の概念はもともと、ハーバード大

学の租税法教授だったサリーによって発展させられた (Surrey 1973; Surrey and McDaniel 1985)。彼によれば租税支出とは、「何らかの政策目的のために、規範的なモデル税制からの乖離を許容する租税法上の規定によって失われる、あるいは延期される税収の大きさ」として定義される。ベックマンは、これにしたがって具体的に、シャンツ=ヘイグ=サイモンズの所得定義に基づく包括的所得税を規範的に望ましい税制とし、そこからの乖離によって生み出される税収ロスの規模、さらにはその所得階層別分布を計測した (Pechmann 1959; Pechmann 1967; Pechmann and Okner 1972)。

日本でも、財政学や租税法の観点から、租税特別措置、あるいは租税支出に関する研究が積み重ねられてきた。租税特別措置の導入とその変遷に関する研究 (和田 1992; 石 2008, 第 8 章) に始まって、アメリカを中心とする諸外国の租税支出の実態に関する研究 (吉牟田 1985; 石村 1987; 藤谷 2004; 吉弘 2006; 本庄 2007, 8・9 章; 渡瀬 2008; 片桐 2012) が厚みをもって展開されてきた。また、租税特別措置を政策手段としてどのように位置づけるかという租税法上の検討も行われてきた (サリー 1973; 畠山 1990; 佐藤 1997)。近年では日本でも、サリーの租税支出概念に基づいて、ベックマンのように税収ロスの大きさを定量的に把握しようとする研究も進められている (石 1979; 林 1995; 森信・前川 2001; 上村 2008; 日高 2011)。

他方で租税支出は、産業政策、社会政策、環境政策など多くの政策領域で政策手段として活用され、それ固有の存在理由をもっている。したがって、財源調達手段としての租税支出だけでなく、「政策手段」としての租税支出という側面からも租税支出を分析しなければ、その本質は明らかにならない。租税支出は、産業政策、社会政策、環境政策など多くの政策領域で政策手段として活用されており、それ固有の存在理由をもっている。租税支出の本質に関するより

望ましい理解に到達するには、租税支出が導入されるに至った経済（社会）政策上の背景を抽出した上で、その政策効果についての分析・評価を行う必要がある。

以上より、たしかにグローバル経済化に対応して税収中立的な法人税改革を行う場合、租税特別措置の廃止・縮減は、税率引き下げの財源を生み出す上で有力な選択肢となる。しかし、他方でそれが経済政策や産業政策上の根拠をもって導入されている場合は、その機能について検証を行い、その評価結果に基づいて改廃を判断する必要がある。そこで次節以降では、アメリカと日本の法人税において、租税特別措置の占める位置を確かめた上で、租税特別措置の政策効果をめぐり、これまでに行われた実証研究の成果を展望することにした。

Ⅲ 日米両国の法人税における租税支出/ 租税特別措置の位置づけ

1 日本における法人税改革と租税特別措置

戦後日本の租税構造は、アメリカの著名な財政学者シャウプを団長とする使節団の勧告に基づいて設計されたため、これまでは比較的米国と似通った構造を維持してきたといえる（Brownlee, Ide and Fukagai 2013）。両国とも

税収のうち所得税と法人税からなる直接税の比率が高く、国と地方を合わせた法定法人税率は、主要先進国の中で並んで最高水準にある（2014年のOECD諸国でアメリカが39.13%で最高、日本は36.99%で第2位）。これは、OECD諸国における加重法定平均税率（27.8%）よりもはるかに高く、G7諸国の加重平均税率（32.3%）と比べてもなお高い。その半面、両国とも消費課税への依存度は、今のところ欧州諸国と比較して低く、この点でも両国は共通性をもっている。

しかしこうした状況は、日本では安倍政権の成立以降、変わりつつある。消費税率が5%から8%に引き上げられる一方で、日本の競争力向上を目的とした法人税率引き下げをめぐる論議が加速化したからである。2014年6月に、安倍政権は2015年から法人税率を段階的に引き下げ、5年以内に20%台まで引き下げる方針を決定した。

法人税率引き下げのための財源については、税率引き下げがもたらす経済成長から上がってくる増収分を充てるべきだという議論もあるものの、政府税制調査会では、税収中立的な観点から、それを法人税の課税ベース拡大で賄うことを基本方針として議論が行われた。図3は、法人税関係の軽減措置が存在しない場合、単純

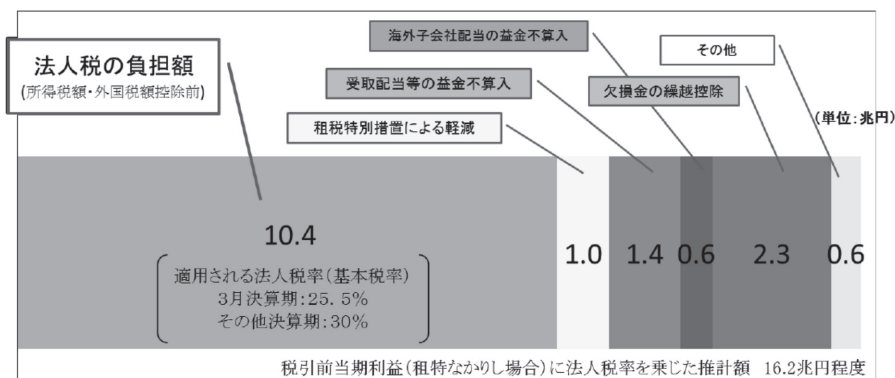


図3 様々な軽減措置がもたらす法人税収の損失額（2012年度）

〔出所〕 政府税制調査会資料。

に税引き前当期利益（2012年度）に法人税率を掛け合わせた場合に、どれだけの法人税収が上がるかをベースライン（税収16.1兆円）として、そこから軽減措置によってどれだけの税収損失が発生しているかを示したものである。これによれば、本稿で焦点を当てる租税特別措置による税収損失額は約1兆円、欠損金の繰越控除（約2.3兆円）、受取配当等の益金不算入（約1.4兆円）に次いで大きな比率を占めている。

このうち、約1兆円の租税特別措置の内訳はどうなっているのだろうか。表1は、租税特別措置の内容を事項別に示し、それぞれの事項別に税収損失額を示したものである。ここから明らかのように、最大の減収項目となっているのは、研究投資促進であり、全体の約4割を占めている。その次が設備投資促進、そして中小企業関連と続いている。

また、租税特別措置による税収損失額の産業種別金額をみると、製造業が0.5兆円、金融保

険業が0.2兆円と大きな規模に上っている。製造業の中でもとりわけ、機械工業（0.2兆円）と化学工業（0.1兆円）の税収損失額が大きい。2012年度における国税の法人税率25.5%をベースラインとして考えると、租税特別措置を含む軽減措置の適用によって、法人税の実質的な負担率は低くなっているが、これら軽減措置の適用によって業種ごとに負担率にはかなり大きな格差が生じていることが分かる。全産業の平均負担率が17.8%であるのに対し、製造業は15.0%、租税特別措置適用額の大きい機械工業に至っては、11.6%となっている。これとは対照的に、租税特別措置適用額の小さいサービス業は、負担率が22.0%となっている。

こうした負担率の格差は、もちろん業種間での法人税負担の公平性という観点から批判することができる。また、軽減措置によって失われた税収は、法人税率を高く保つか、あるいは他の税目の税率を引き上げることで補わなければ

表1 2012年度における租税特別措置による法人税収損失額

（単位：億円）

事項別		減収額
1. 特定の企業行動を促すもの		5,550
主なもの	①研究投資	3,954
	②設備投資	1,203
	③所得（給与所得）・雇用	65
	④資源確保	328
2. 中小企業支援に係るもの		1,754
主なもの	・ 中小企業者等の法人税率の特例（公益法人に係る部分等を除く）	961
	・ 中小企業投資促進税制	551
	・ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例	242
3. 特定の事業者に対する財務支援		179
4. 将来の損失や支出に対する備えに係るもの		882
5. 収容・保障に係るもの		463
6. 特別な事業体に係るもの（特定目的会社等に係る課税の特例など）		934
7. その他（損害保険会社の受取配当等の損金不算入等の特例など）		241
合 計		10,003

〔出所〕 政府税制調査会資料。

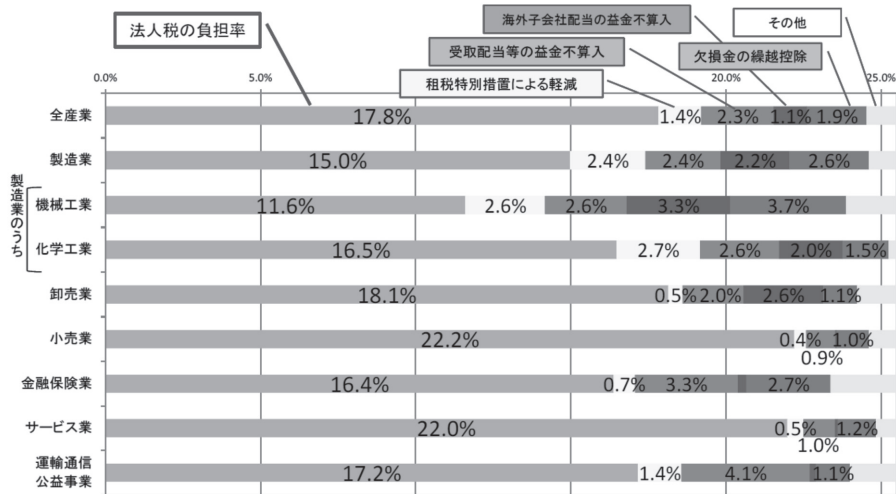


図4 法人税の業種別負担率（2012年度）

〔出所〕政府税制調査会資料。

ならず、その分だけ経済効率性を損なうことになる。にもかかわらず、租税特別措置が正当化されるとすれば、それは、設備投資や研究開発を促し、経済成長に寄与し、そして利潤を創出することで社会に広く便益をもたらす場合であろう。しかし、製造業の日本のGDPへの寄与率は年を追うごとに減少している半面、サービス業など非製造業による日本の付加価値や雇用への寄与度は、ますます大きくなりつつある。こうしたことを考慮した場合、現在の租税特別措置が、その租税損失額に値するだけの外部便益を生み出しているか否かが、批判的に検証されるべきであり、そのパフォーマンスが思わしくないのであれば、それらは廃止・縮減されるべきであろう。

2 米国における法人税改革論議の現状

他方、米国ではオバマ政権もまた、法人税率引き下げに言及している（The White House and the Department of the Treasury 2012）。具体的に政権は、下記の税制改革方針を打ち出している。

- ①幾多のループホールと租税支出を撤廃し、課税ベースを拡大するとともに法人税率を（28%へ）引き下げること米国経済の成長を促進する。
- ②米国企業の競争力を高め、イノベーションを促進する
- ③国内投資を促進するために、海外収益に対する新しいミニマム税の創設を含め、国際課税システムを強化する。
- ④中小企業に対する課税を簡素化し、負担を軽減する。
- ⑤財政責任を回復し、財政赤字を増やさない。

しかし、政権がこの方針を打ち出して以降、何らかの具体的な決定が行われる兆候は今のところ現れていない。アメリカに対しても他国と同様に、経済のグローバル化は、法人税の制度設計に影響を及ぼすはずである。しかし、それが具体的な税制改革への動きとなって現れてこないのはなぜだろうか。

その理由の第1は、既に法人税収がかなり減少しており、改革の優先順位がそれほど高くないという事情が考えられる。実際、米国におけ

る法人税収は過去 60 年間、減少し続けている。米国の GDP に占める法人税収比率は、歴史的に見て極めて低水準になっている。1953 年には GDP の 5.6%、総税収の 30% を法人税収が占めていた。それが近年では、GDP 比で約 2%、総税収の約 10% と、ピーク時の 3 分の 1 に落ち込んでいる。

このように法人税収の重要性が低下してきた背景として、複数の要因を挙げることができる。第 1 は、法人平均実効税率が時間とともに引き下げられてきたという事情である。これは、法定税率の引き下げと、投資および減価償却の課税上の取り扱いが緩和されたことで課税ベースが縮小し、法人実効税率が低下したことによる。第 2 に、経済活動の成長部分は、「パートナーシップ」や「S 法人」のような法人形態で営まれることが多く、その拡大が、法人税の課税ベースの縮小を招いている（これらのタイプの法人は、法人税の対象から外れる）。第 3 に、法人セクターの収益性が時間軸とともに低下し、それがさらに課税ベースの縮小を招いているという事情が指摘されている。この収益性の低下をめぐっては、さらに複数の要因が指摘されている（Keightley and Sherlock 2014, p. 11）。第 1 には、事業がより安定的な事業から、より変動性が高く、収益性の低い事業へシフトしてきたこと、第 2 に、伝統的な企業から新興企業へのシフトが起きていること、そして第 3 に、利潤が米国から低税率国に移されていることを挙げることができる。つまり、米国の大企業がますます国境を超える経済活動を活発化させ、海外で米国より低い法人税率の適用を受ける結果として、米国の法人税収が低下していくという構図である。その最たる例が、本社機能を低税率国に移し、米国法人をその子会社とする組織再編を行う「インバージョン」と呼ばれる租税回避行動である。この場合、企業は米国子会社に負債を集めて利潤を圧縮し、逆に低税率国の本社に資産を移して利潤を計上することで、世界規

模で自社の納税額を最小化しようとする。

アメリカが法人税改革に躊躇する第 2 の理由として、連邦付加価値税を導入するのが困難だというアメリカ固有の事情がある。アメリカはいまや、付加価値税をもたない唯一の先進国となっているが、その理由の 1 つに、州小売上税（小売り段階のみの単段階一般消費税）の存在がある。アメリカでは連邦が所得税と法人税をもつ代わりに、州は小売上税を主要税源の 1 つとしてもつことで、課税ベースを棲み分けている。もし、連邦が付加価値税導入に動けば、州の課税ベースとオーバーラップすることになるため、「州の課税権への侵害」として州側が連邦を訴える可能性もある。このことから、連邦は今後も所得税と法人税に依存せざるをえず、法人税を引き下げて付加価値税を増税するという選択肢を取れないために、法人税改革に動くことができないのである。

3 米国法人税の実効税率と租税支出

第 3 に、アメリカでは確かに法人税率は OECD 諸国において最高水準だが、その反面、租税支出が寛容に認められているために、実質的な法人税負担（「実効税率」）は意外に低く、現行の法人税が必ずしもアメリカ企業の国際競争力を失わせているわけではないとの認識も、アメリカが法人税改革に切迫感を持たない理由として挙げられる。

この点でアヴィ・ヨナとラハフは、アメリカと欧州における実効税率の推計を行っている（Avi-Yonah and Lahav 2011）。彼らは、2001 年から 2010 年の 10 年間における両国（地域）の上位 100 社の大企業が直面する平均実効税率を推計し、その比較を行った。その結果は、表 1 に示されている通りである。ここから、分析対象となっている 10 年間に欧州の大企業が直面する各年の平均実効税率は、概ね米国よりも高かったことが分かる。また、2001 年から 2010 年の 10 年間平均でみても、米国の平均実

表2 各年度の平均実行税率

年	ヨーロッパ	アメリカ	税収比 (アメリカ/EU)
2001	39%	33%	1.19
2002	49%	32%	1.06
2003	34%	24%	0.99
2004	31%	27%	1.02
2005	34%	30%	1.20
2006	32%	31%	1.16
2007	31%	32%	1.25
2008	46%	56%	1.22
2009	37%	30%	1.21
2010	31%	24%	1.25
2001-2010	35%	31%	1.16

[出所] Avi-Yonah and Lahav (2011). p. 14. Table 3.

効税率は、欧州よりも低かったことが分かる。

この推計結果から、アヴィ・ヨナとラハフは、米国の法定税率が約10%高いとしても、その実効税率はほとんどの大企業にとって、EUとほぼ拮抗しているか、むしろ下回っているため、米国の大企業はEUの大企業に対して、法人税率のあり方によって競争力が阻害されているという事実はないと結論づけている。これは、アメリカでは高い法定税率にもかかわらず租税支出が寛容に認められ、その結果として実効税率が低くなっているのに対し、EUでは法定税率が低くても例外が少ないために、課税ベースが広く設定されており、実効税率が意外に高いためだと彼らは説明している。

財務省もまた、G7諸国における法定法人税率と租税支出を考慮した限界実効税率を比較しており、それを示したのが表3である。ここでいう限界実効税率とは、追加的な投資に対して企業が負担する税率を意味する。この表から明らかのように、アメリカは2011年段階で日本に次ぐ法定法人税率の高い国であったにもかかわらず、その限界実効税率はドイツやイタリアに次いで低い水準にとどまっていたことが分かる。したがって、限界実効税率の側面からみても、現行の法人税制は、アメリカ企業の国際競争力を損なっているわけではないようにみえ

表3 2011年G7法定法人税率(%)

国名	法定法人税率	限界実効税率
カナダ	27.6	33.0
フランス	34.4	28.3
ドイツ	30.2	23.3
イタリア	31.3	24.0
日本	39.5	42.9
イギリス	26.0	32.3
アメリカ	39.2	29.2
G7平均(アメリカ除く)	32.3	31.9

G7平均は2010年の国内総生産(米ドル)より算出 出典: 経済協力開発機構

[出所] The White House and the Department of the Treasury (2012). p. 3. Table 1.

る。

それではいったい、アメリカではどのような租税支出が認められているのだろうか。表4は、2008年～2017年度における平均税収損失の大きい順に、租税支出をリストアップしたものである。これをみれば、最大の優遇措置は減価償却および加速度償却に対する優遇措置、第2は米国における生産活動に対する優遇措置、第3は州および基礎自治体の公債利子控除、第4は研究および実験に対する控除、そして第5が外国法人子会社の所得に対する課税延期である。これら5項目だけで、平均税収損失額の約83%を占めている。

以上の結果として、米国の法人に適用される実効税率は、産業業種ごとに大きく異なっている。表5は、業種ごとの実効税率を財務省が推計したものだが、適用税率が法定税率を大幅に下回っているだけでなく、実現された実効税率が業種ごとに大きく異なっていることを示している。この結果は、現行の法人税制が必ずしもアメリカ産業の国際競争力を阻害しているわけではないことを示している。しかし他方で、それが業種間における資源配分の効率性を歪めている可能性も示唆している。

表4 2008～2017年度における法人租税支出項目と平均税収損失

租税支出項目	平均税収損失 (10億ドル/年)
減価償却および加速度償却	41.0
合衆国での生産活動に対する控除	21.0
州および基礎自治体の公債利子控除	13.5
研究および実験に対する控除	13.2
外国法人子会社の所得に対する課税延期	12.0
低所得者住宅に対する控除	5.5
生命保険利子控除	3.0
棚卸資産売却源泉ルール	2.9
寄付金控除	2.8
特別従業員持株制度ルール	2.3
信用組合所得に対する控除	1.9
新技術に対する控除	0.8
ブルークロス/ブルーシールド医療保険に対する控除	0.8
超過減価償却率の適用	0.7
その他の法人租税支出	2.7

[出所] Gravelle and Hungerford (2011). p. 35. Table 10.

表5 産業による連邦法人実効税率
税率 2007-2008

業種	法人実効税率
農林水産業	22%
鉱業	18%
公益事業	14%
建設業	31%
製造業	26%
卸売・小売業	31%
輸送・保管業	19%
情報通信業	25%
保険業	25%
金融業	28%
不動産業	23%
賃貸業	18%
全サービス業	29%
平均実効税率	26%

出典：米国財務省 租税分析課

[出所] The White House and the Department of the Treasury (2012). p. 5. Table 2.

もちろん、租税支出は経済学的な根拠をもって導入されているケースもある。研究開発（以下、「R&D: Research and Development」と略す）に対する租税支出はその代表的事例である。一般に、R&Dの成果がもたらす便益は、当該企業や当該産業を超えて経済全体に広がる可能性をもっているが、こうした正の外部性をもたらす経済活動は市場によって過少供給となる傾向があるため、R&Dに対して税制上の優遇措置を適用することで、その供給を適切な水準まで引き上げる経済的動機を与え、全体として経済効率性を引き上げることは、経済学的に正当化される。

しかし、課税ベースを縮小させる租税支出の導入は、他方で、十分な税収をあげるためにより高い税率設定を余儀なくさせる。高い限界税率の適用によって生み出される経済的な歪みによる厚生損失が、租税支出の導入によって生み出される効率性改善の便益と比較してより大きいとか否かで、その妥当性が判断されるべきであろう。

3 応能負担実現の手段としての法人税

以上みてきたように、アメリカでは法定法人税率の高さにもかかわらず、租税支出が寛容に認められているために、その実効税率が低く保たれ、結果として現行法人税制は、必ずしもアメリカの国際競争力にとって打撃とはなっていない可能性が示唆された。とはいえ、租税支出を安易に導入することは様々な問題を引き起こす。上述のように、それは異なる産業業種間での資源配分に歪みをもたらすほか、表3が示しているように、それがなければ得られたであろう税収が失われるという副作用がある。法人税の規模縮小は、それが果たしている税制全体としての応能負担への寄与という役割も縮小することを意味する。

法人税の負担は、法人そのものに帰着するのではなく、最終的には当該企業に出資している株主や、従業員に転嫁される。表5にも示されているように、米国議会予算局は、定期的に連邦税収と家計所得の分配状況についての統計を公表しているが、それによれば、法人税は高度に累進的な帰着構造をもっていると推計されているからである（議会予算事務局は、法人税の

負担を家計間で配分する際に、75%の負担は資本の所有者によって負担され、残り25%は労働所得によって負担すると推計している）。

この表5によれば、所得階層のトップ1%に属する人々によって支払われる法人税率は6.9%である。最も低い所得階層の人々が負担する法人税率は、0.7%でしかない。さらに2010年時点でみると、最も高い所得階層に属する人々が占める課税前所得の比率は全体の51.9%を占めているが、彼らの法人税課税所得に占める比率は、それをはるかに上回る78.8%になっている。また、もっとも低い所得階層の人々が課税前所得に占める比率は全体のうち5.1%だが、彼らの法人税課税所得に占める比率は、それを下回る1.7%でしかない。

逆に言えば、租税支出を多用することによって税収損失額が大きくなり、法人税収の規模が縮小していけば、その分だけ累進的に帰着していたはずの法人税負担が削減されるので、税制全体としての累進度も低下するはずである。租税支出の多用は、このような観点からも、問題が多い。

表6 米国議会予算局 法人税負担の分配

2010			
課税前所得 グループ	平均法人所得税率 (%)	法人課税所得の 所得階層間分布 (%)	課税前所得の所 得階層間分布 (%)
最貧所得階層	0.7	1.7	5.1
第2所得階層	0.7	3.1	9.6
中間所得階層	0.8	5.5	14.2
第4所得階層	1.0	9.5	20.4
最富裕所得階層	3.1	78.8	51.9
全家計	2.1	100.0	100.0
91-95%	1.5	7.1	9.9
96-99%	2.3	13.7	12.5
最上位1%	6.9	49.5	14.9

出典：米国議会予算局

[出所] Keightley and Sherlock (2014). p. 18. Table 3.

Ⅳ 「経済政策の政策手段としての租税支出」の有効性

1 設備投資促進のための租税支出

以上、「財源調達手段としての租税支出」の観点から、その財源調達上の有効性、それが経済厚生に及ぼす影響、そして課税の公平性について、租税支出を批判的に検討した。本節ではこれに対し、租税支出を財源調達手段としてではなく、「経済政策の政策手段」とみなし、それが狙い通りの政策効果を発揮しているか否かで、それを評価する視点を導入する。この観点では、既に相当数の学術文献が公表されているので、本節ではそれらをサーベイすることを通じて論点整理を行いたい。

「政策手段としての租税支出」という観点から、租税支出を評価した学術論文は筆者の知る限り、Hall and Jorgenson (1967) にまで遡る。この論文の目的は、最適資本蓄積に関する新古典派理論を用いることで、租税政策と投資支出の関係を解明する点にあった。彼らは、(1) 1954 年における加速度償却法の採用がもたらした効果、(2) 1962 年の機械装置に償却期間を計算する上で用いられる寿命の短縮がもたらした効果（償却期間に関するガイドラインの変更）、そして、(3) 1962 年の内国歳入法における投資税額控除の導入がもたらした効果、のそれぞれを検証している。

その結論は、租税政策は、投資支出の水準とタイミングを変化させるうえでかなり効果的だということであった。これらは単に投資支出の規模だけでなく、その構成内容をも変化させたという。1954 年の加速度償却法の採用は、装置 (equipment) から構築物・建物 (structure) への投資へのシフトをもたらした。これに対して 1962 年の投資税額控除と、償却期間に関するガイドラインの変更による効果は、装置に対する投資への揺り戻しを引き起こしたという。

これに対して Auerbach and Summers

(1979) は、投資税額控除が効果的な財政政策手段だという証拠はほとんどない、と主張する。税額控除は往々にして時限を切って導入され、時限が来れば更新の際にその内容が変更されるため、経済を不安定化させ、これまでに考えられてきたよりも税収損失 1 ドル当たり、かなり少ない便益しか生み出さないかもしれないと指摘する。投資税額控除が経済に対して負の影響を与えるのは、それが長期的には、構築物・建築から生産設備へ資源配分を切り替えてしまうからである。住宅部門がこの投資税額控除拡大によってもっとも大きな犠牲を払うことになるという。彼らによれば、投資税額控除を 10% から 12% に引き上げるだけで、10 万戸の住宅建設が 1980 年までに減少することになる。こうしたクラウディングアウト効果は、投資税額控除による生産設備投資を刺激する効果を相殺するという。

彼らはこうした研究結果に基づいて、投資税額控除や他の税制上のインセンティブによって投資を促進する手法への依存を減らすべきだと結論づける。そして、もし税額控除を維持するのであれば、経済のあらゆるセクターへの影響を考慮しなければならないが、投資インセンティブに関する最適構造を導ける簡潔なルールを見出すことはできないと結論づけている。

Pereira (1994) の見解もまた、投資税額控除に対して批判的である。この論文は、アメリカ経済に関する動学的一般均衡シミュレーションモデルを用いて、投資税額控除が経済的効率性に与える影響を評価しようとしている。そのシミュレーション結果によれば、投資税額控除は産業セクター間で資源配分上の歪みをもたらす効果をもっており、投資と GDP に対してマイナス的作用をもっているという。こうしたことが引き起こされるのは、投資税額控除による税収損失を補うためには、政府は他の税を引き上げるか、あるいは財政赤字に甘んじる他ない。結果として、これらは両者とも、経済効率性上

のコストと経済成長上のコストをもたらすからである。

2 研究開発投資促進のための租税支出

以上のように、「政策手段としての租税支出」に関する研究が始まった当初は、企業の設備投資を促す観点から投資税額控除が重視されており、したがって研究も設備投資を促す政策手段としての観点から分析を行っていた。ところが、1985年に米国の「競争力評議会」が取りまとめ、当時のレーガン大統領に提出した「ヤング・レポート」が、競争力の源泉として研究開発(R&D: Research and Development)に注目し、R&D税制を通じた優遇措置の拡大を提言したこともあって、以後、R&D促進のための租税支出が脚光を浴びていく。学術文献上も、1980年代後半以降にR&D促進のための租税支出を分析した文献が現われ始め、米国だけでなく先進各国で政策的にもR&D促進のための租税支出が導入・拡張されたため、時を追うごとにR&D投資税額控除をめぐる研究が増大していく。

一般に、R&D投資に対しては、何らかの形で公的に支援することが経済学的に正当化される。R&D投資が社会全体にもたらす便益は、R&Dを実行した投資家によって獲得される私的便益の大きさよりもはるかに大きいからである。つまり、外部便益が発生するのである。投資家たちが、R&D投資から得られる便益のすべてを吸収し尽くすことができないのは、便益が「溢出(spill over)」するためである。溢出効果は、知識に関わるものと、金銭的なものとに区別することができる。

知識に関する溢出効果は、第1に、企業が知的財産を完全に保護できないために、R&D投資からもたらされる便益のすべてを吸収し尽くさないことによって生じる。第2に、獲得した知識や専門的な技術を、何らかの理由で知的財産化できない場合、それらがもたらす便益を占有

することが難しくなるという理由がある。この場合、「リバース・エンジニアリング」や模倣によって、知識や技術は、外部に溢出することになる。

これに対して金銭的な溢出効果が生じるのは、企業のR&Dによって獲得された知識のおかげでその企業の製品価格が下落する場合や、あるいは同じ価格で質が向上する場合が該当する。こうした経路を通じて、R&Dの便益が当該企業以外の企業や消費者にも伝わることになる。

いずれにせよ、以上のような外部便益の存在によって、R&D投資に対する何らかの公的支援が正当化される。さもなくば、R&D投資は社会的にみて最適水準よりも過少な供給に陥ってしまうからである。公的支援の手段としては、補助金と税額控除が存在する。前者の場合は、補助金支出のために詳細な補助要綱を定め、補助対象を絞り込むことになる。そうすると、R&Dの方向が補助要綱によってあらかじめ定められてしまうという弊害が生じる。これに対して税額控除であれば、そのような要綱は必要がなく、どのようなR&D投資を実行するかは企業の自発的な判断にゆだねられる。このため一般に、R&D投資を促進する政策手段としては、税額控除の方が望ましいとされる。

それでは実際に、R&D投資税額控除は、R&D投資を増加させることにどの程度寄与したのであろうか。以下では、これまでに現われた研究をサーベイすることにしよう。まず、Mansfield (1986) は、この仕組みが導入されている米国、カナダ、スウェーデンの3か国で、この政策手段によってR&D支出が1~2%増加したことを示している。他方で、税額控除による税収損失とそれが引き出したR&D投資支出の増加分の比をとると、0.3~0.4となり、税収損失に見合う投資促進効果をともなっていないと結論づけている。

このように、投資税額控除の効果がマイルド

なものにとどまっているのは、(1)税額控除を受けるには、ベース期間よりも投資を増額しなければならないこと、(2)現在、法人税を負担していなければ、そもそも税額控除の対象とはならないこと、さらに、(3)研究開発投資を増やすと、その分だけ次年度以降のベース期間の平均投資額が増えるため、将来利用可能な控除額が減少するという理由が挙げられている。

1990年代までのR&D投資税額控除をめぐる研究結果は、その政策効果について、税収損失と同等のR&D投資を引き出すことに失敗していると結論づけるものが多かった。例えば、Government Accountability Office (1989)は、税収損失1ドル当たりのR&D投資額を0.15~0.36ドルと推計している。同様に、Tillingier (1991)は0.19ドル、McCutchen (1993)は0.29~0.35ドル、そしてMamuneas and Nadiri (1996)は0.95ドルと推計しており、いずれも税収損失額と少なくとも同等のR&D投資を引き出すことには成功していないことを明らかにしている。もしこれらの結果が正しいのであれば、税額控除ではなく補助金の方が、少なくとも同額のR&D投資を引き出しうる点で、より望ましい政策手段だということになる。

もっとも以上の研究と同時並行的に、1990年代からR&D投資額増加/税収損失額の比が1以上であるとする研究成果も表れていた。例えば、Baily and Lawrence (1992)はこの比を1.3、Hines (1993)は同比を1.3~2.0、Hall (1993)は2.0、Berger (1993)は1.74、さらに、Klassen, Pittman and Reed (2004)は2.96と推計している。これらの研究の延長線上に立って、この研究テーマに関する包括的なサーベイ論文であるHall and Reenen (2000)は、R&D投資税額控除は1ドルの税収損失に対して、少なくとも1ドル以上のR&D追加投資を生み出すと結論づけている。彼らは、1980年代から90年代までネガティブな政策効果を推計する研究結果が多かった理由として、(1)初期の研究はR&Dの租

税価格弾力性について低い値を使う傾向があったこと、(2)それらはCompustatによって維持され、公表されている10-Kデータに基づいていないこと、の2点を挙げている。

さて、Hall and Reenen (2000)の研究を転機として、2000年代に入って発表されるR&D投資税額控除の研究成果は、一部を除いてほぼすべてが、R&D投資額増加/税収損失額の比が1以上であるとの推計結果を出している。例えば、Hægeland and Møen (2007)は、ノルウェーが2002年に導入したR&D税額控除について実証研究を行い、その結果、税収損失額1クロナ当たり約2クロナの追加的なR&D投資が引き起こされたと結論づけている。Mulkay and Mairesse (2013)は、フランスが2008年に、それまでに増加型のR&D税額控除から総額型の税額控除に転換したことで、R&D投資支出はそうでない場合よりも12%増加したことを明らかにしている。

Czarnitzki, Hanel and Rosa (2011)は、カナダの製造業によるイノベーション活動に対するR&D税額控除の影響に関する検証を行っている。カナダでは、1997-99年の期間に、連邦および州レベルのR&D税額控除プログラムが、全企業の3分の1以上、ハイテク企業のうち3分の2近くによって利用されたという。彼らはこの税額控除による効果を、新製品の数、新製品の販売額、イノベーションのオリジナリティなどの指標によって検証し、税額控除が導入されなかった仮説的なケースに比べて、税額控除の利用企業はこれらのパフォーマンス指標において、顕著によりよい成果を上げていることを示した。

他方で彼らは、R&D税制が、企業の採算性の向上や市場シェアの拡大など、企業競争力のより一般的な指標には影響を与えなかったことを明らかにしている。この結果の解釈として著者たちは、企業は税額控除を活用して短期的なR&Dプロジェクトを実施したにとどまり、そ

れが企業の競争力にとって重要な長期的な R&D プロジェクトには影響しなかった可能性を指摘する。

Cappelen, Raknerud, and Rybalka (2012) もまた、2002 年にノルウェーで導入された R&D 税制を分析対象として、税額控除が新しい製造過程の発展に寄与したことを示した。他方で R&D 税制は、市場に新製品を投入したり、特許取得を促進したりといった点では、企業に対して好影響を必ずしも及ぼしていないことが示されている。

3 日本の研究開発投資税額控除がもたらした効果

日本についても最近、研究開発投資税額控除がもたらした政策効果をめぐって、実証研究が行われるようになってきている。その前提として、大西・永田 (2009) によりながら日本の研究開発投資税額控除制度の変遷について確認しておきたい。

日本では、研究開発投資に対する本格的な優遇税制は 1968 年に導入された。この時導入された制度は、研究開発費の支出額が過去の研究開発費の最高額を上回った場合、上回った額の 10 パーセントを法人税から控除するという制度であった (増加試験研究費税額控除制度: 「増加型」)。しかしバブル崩壊後、企業の研究開発費の伸びが低下し、従来の制度を利用できない企業が増加したために、1993 年に制度変更が行われ、当該年以降の研究開発投資の最高額を超えた場合に、上回った額の 10 パーセントを控除する制度に変更された。さらに 1998 年には再度変更され、当該期間を含む過去 5 年間のうち、支出額の多い 3 年間の研究開発費の平均値を上回った場合に、その上回った額の 15 パーセントを控除する制度となった。

これに対して、2003 年には「試験研究費総額に係る税額控除制度 (「総額型」)」という新しい制度が導入された。これは、研究開発投資額の

伸びに関係なく、企業が支出した研究開発費の 10 パーセントを一律に法人税から控除するというものである。この制度の導入により、企業は増加試験研究費税額控除と総額に係る税額控除のうち、どちらか控除額の大きい方を選んで税額控除を受けることができるようになった。ただし、従来の制度は控除額の計算土台が増加額 (控除額 = 増加額 × 税額控除割合) であるのに対し、新制度は研究開発費全体が計算土台 (控除額 = 研究開発費総額 × 税額控除割合) となっているため、後者の導入によって、企業が受けることのできる控除額は飛躍的に拡大した。なお、2003 年の制度変更では、これまでの優遇税制が時限付きの立法であったのに対し、その恒久化が図られた。この結果、企業はより長期的な視点で優遇税制を考慮した研究開発投資の意思決定ができることになった。このため 2003 年度以降、この制度の税額控除額は一挙に 6～11 倍に膨れ上がることになった (大西・永田 2009, 401-402 頁)。

日本の研究開発投資に対する税額控除制度は、その後も拡充されていく。2006 年度からは、それまで総額型か増加型の選択制だったのを、総額型に増加型を上乘せして利用できる制度に変更された。2008 年度には、総額型に上乘せできる税額控除制度として、「高水準型」 (当期の試験研究費から、当該企業の平均売上金額の 1 割を差し引いた残額に税額控除割合を掛け合わせた金額を控除額とするもの: すでに高水準の研究開発を営んでいるために増加率は低いが、研究開発に高い比率の投資費用を振り向ける産業を優遇する意図がある) が新設された。これにより、企業が利用可能な税額控除の組み合わせは、下記ようになった。

[1] 「総額型」+「増加型」、もしくは

[2] 「総額型」+「高水準型」

2013 年度からは総額型について、それまでは

法人税額の20%だった税額控除限度額が、法人税額の30%に引き上げられた(増加型と合わせれば40%)。また2014年度からは「増加型」について、それまで試験研究費の増加分に対して一律5%の控除割合を適用していたのを、増加インセンティブを高めるために、5~30%の増加割合に応じて控除割合を5~30%で比例的に増加させる仕組みに改めた。さらに2015年度からは、税額控除限度額については「法人税額の30%」を維持しつつも、「一般試験研究費」については税額控除率を25%に抑制し、代わりに大学や他の民間企業などとの共同研究を促し、オープンイノベーションを推進する観点から、「特別試験研究費」について別枠での税額控除率5%が新たに創設された。

さて、このR&D投資税額控除の政策効果をめぐって、いくつかの実証研究が行われている。まず、Koga (2003) は、R&D投資税額控除の有効性を、10年間(1989-1998)におよぶ904の日本企業のデータを用いて検証している。その結果は、租税価格弾力性が0.68というものであった。これは、これまでの先行研究に比較すると低い値だといえる。しかしながら、対象企業を大企業に限ってみると、租税価格弾力性は1.03に上昇する。これが正しければ、R&D投資税額控除は、大企業に対しては有効だということになる。

これとは対照的に、大西・永田(2009)が導き出した結果は、ネガティブなものであった。それによれば、優遇税制の利用企業グループと未利用企業グループで、研究開発費総額の増加割合に統計的に有意な差があるかどうかみた結果、制度の導入によって、有意に研究開発費が増加したとは言えないことを示している。

資本金10億円以上の企業を対象として分析を行い、R&D投資税額控除に有効性が見いだせないとした大西・永田(2009)に対し、Kobayashi (2014) は、中小企業に対しては、税額控除が顕著にそのR&D投資を引き上げたこ

とを明らかにした。このような結果の違いが出たのは、中小企業の方が外部資金に対するアクセスでより大きな困難に直面しているため、こうした税制上の優遇措置に対してより敏感に反応するからではないかと推測している。

最後に、Kasahara, Shimotsu and Suzuki (2014) は、R&D税額控除の効果は、比較的大きな債務残高をともなった企業の方が大きいことを明らかにした。また、2003年改革(総額型への転換)については、もしそれが実施されなければ、R&D投資支出は3.0-3.4%減少していたと推計している。

V 残された課題とさらなる研究の発展に向けて

以上で研究開発投資に対する税額控除を中心として、「政策手段としての租税支出」という観点から、学術論文のサーベイを行った。ここから分かってきたこととして、特に2000年代以降、R&D投資税額控除制度が、税収損失額と同等かそれ以上の金額のR&D投資を引き出すことに成功しているとの実証研究結果が増加し、ほぼそれがコンセンサスになりつつあるという点が挙げられる。もっとも、日本を対象とした実証研究では、結果はそれほどクリアーではないが、それでも税額控除制度がR&D投資を何らかの形で増加させた可能性が示唆されている。こうした結果から、「R&D投資支出を増やす」という観点からみれば、税額控除制度は政策手段としての有効性を発揮していると評価することができる。

それではこのことは、租税支出一般に対する正当化を意味するのであろうか。筆者は、この点については留保が必要だと考える。以上のサーベイで明らかになったように、実証研究のほぼすべては、税収損失に対するR&D投資支出額の比でもって、税額控除制度のパフォーマンス評価を行っている。しかしこの評価尺度

は、本当に税額控除の有効性を立証する基準として望ましいのであろうか。仮に、それがR&D投資を増やしたとしても、究極的にはそれが企業のイノベーションを引き起こし、さらにその企業のパフォーマンス(販売額, 市場シェア, 利潤など)を向上させたか否かでその社会的便益は評価されるべきではないだろうか。R&D投資支出額を増やしたという事実だけでは、単に税額控除の適用による法人税負担を削減を狙っただけなのか、それとも本当に研究開発を通じたイノベーションや新製品の開発を狙っていったのか、判別がつかない。

仮に、R&D投資支出が増えたとしても、それがイノベーションや企業パフォーマンスの向上につながっていないのであれば、政策手段として有効といえるのか否か、疑念が生じる。この点では、例えば環境経済学の領域で、環境政策上の規制手段、環境税、環境補助金などの政策手段が、いかにして企業のイノベーションを引き起こし、結果としてそれが企業パフォーマンスの向上につながったかという論点に関する多くの実証研究結果が生み出されている。

上記のサーベイでも、Czarnitzki, Hanel and Rosa (2011)やCappelen, Raknerud, and Rybalka (2012)が、先駆的にこうした観点からイノベーションや企業パフォーマンスの向上に、税額控除によって促されたR&D投資支出の増加が寄与しているか否かを評価しようとしている。今後、「政策手段としての租税支出」という観点からの評価研究を深めるためには、すでに数多く行われているイノベーション研究と、R&D投資の税額控除制度に関する研究とが結び付けられ、さらに発展させることが必要になるだろう。

[注]

本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団による2011年度研究助成(経済分野)の研究成果の一部である。

[参考文献]

- 石弘光 (1979), 『租税政策の効果—数量的接近』東洋経済新報社.
- 石弘光 (2008), 『現代税制改革史—終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社.
- 石村耕治 (1987), 「租税歳出概念による租税特別措置統制の現状—アメリカ法の分析を中心として」小林直樹・北野弘久編『現代財政法の基本問題』岩波書店, 229-274頁.
- 上村敏之 (2008), 「所得税における租税支出の推計—財政の透明性の観点から」『会計検査研究』第38号, 11-24頁.
- 大西宏一郎・永田晃也 (2009), 「研究開発優遇税制は企業の研究開発投資を増加させるのか—試験研究費の総額に係る税額控除制度の導入効果分析」『研究技術計画』第24巻第4号, 400~412頁.
- 折原正訓 (2014), 「R&D税制の効果—国内外における研究のサーベイ」『ファイナンス』平成26年4月号, 90-95頁.
- 片桐正俊 (2012), 「アメリカの租税支出の実態と改革の方向—2000年代ブッシュ政権期を中心に」『経済学論集』第52巻第4号, 203-237頁.
- 佐藤英明 (1997), 「租税優遇措置」碓井光明・来生新編『岩波講座 現代の法』第8巻「政府と企業」岩波書店, 155-180頁.
- サリー, スタンレー・S. (1973), 「政府の政策目的の実現のための手段としての租税誘因措置—政府の直接支出との比較」『租税法研究 (現代租税法の諸問題)』田島裕訳, 第1号, 3-54頁.
- 末永英男編 (2012), 『「租税特別措置」の総合分析—租税法, 租税論, 会計学の視点から』中央経済社.
- 畠山武道 (1990), 「租税特別措置とその統制—日米比較」『租税法研究 (租税特別措置と土地税制)』第18号, 1-29頁.
- 林宏昭 (1995), 『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分』日本評論社.
- 日高政浩 (2011), 「日本の租税支出の推計」『大阪学院大学 経済論集』第25巻第1号, 17-66頁.
- 藤谷武史 (2004), 「米国の租税支出分析 (Tax Expenditure Analysis) の動向と示唆」『ファイナンス』第46号, 45-52頁.
- 本庄資 (2007), 『アメリカの租税政策』税務経理協会.
- 森信茂樹・前川聡子 (2011), 「わが国所得課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』第57

- 号, 103-122 頁.
- 諸富徹編 (2009), 『グローバル時代の税制改革』 ミネルヴァ書房.
- 諸富徹 (2013), 『私たちはなぜ税金を納めるのか』 新潮選書.
- 山内進 (1999), 『租税特別措置と成長産業—租税特別措置の経済効果』 税務経理協会.
- 吉弘憲介 (2006), 「1990 年代のアメリカ法人税の特徴—租税支出と企業投資行動を中心に」
- 吉牟田勲 (1985), 「租税特別措置縮減の方法としての租税支出制度の研究」『税法学』 通号 412, 30-40 頁.
- 渡瀬義男 (2008), 「租税優遇措置—米国におけるその実態と統制を中心として」『レファレンス』 第 58 巻第 12 号 (通号 695), 7-27 頁.
- 和田八束 (1992), 『租税特別措置—歴史と構造』 有斐閣.
- Altuga, S., Demersb, F. S. and M. Demersb (2009), "The Investment Tax Credit and Irreversible Investment", *Journal of Macroeconomics*, 31 (4), pp. 509-522.
- Auerbach, A. J. and L. H. Summers (1979), "The Investment Tax Credit: An Evaluation", *NBER Working Paper*, No. 404.
- Auerbach, A. J. and K. Hassett (1991), "Recent U. S. Investment Behavior and the Tax Reform Act of 1986: A Disaggregate View", *Carnegie-Rochester Conference Series on Public Policy*, 35, Autumn, pp. 185-215.
- Auerbach, A. J. and K. Hassett (1992), "Tax Policy and Business Fixed Investment in the United States", *Journal of Public Economics*, 47 (2), pp. 141-170.
- Avi-Yonah, R. S. and Y. Lahav (2011), "The Effective Tax Rates of the Largest U. S. and EU Multinationals", *Law & Economics Working Papers*, Paper 41.
- Baghana, R. and P. Mohnen (2009), "Effectiveness of R&D Tax Incentives in Small and Large Enterprises in Québec", *Small Business Economics*, 33 (1), pp. 91-107.
- Baily, M. N. and Robert Z. Lawrence (1992), "Tax Incentives for R&D: What Do the Data Tell Us ?", *Study Commissioned by the Council on Research and Technology*.
- Berger, P. G. (1993), "Explicit and Implicit Tax Effects of the R & D Tax Credit", *Journal of Accounting Research*, 31 (2), pp. 131-171.
- Berger, P. G. (1993), "Explicit and Implicit Effects of the R&D Tax Credit", *Journal of Accounting Research*, 31 (2), pp. 131-171.
- Bloom, N., Griffith, R. and J. V. Reenen (2002), "Do R&D Tax Credits Work ? Evidence from a Panel of Countries 1979-1997", *Journal of Public Economics*, 85 (1), pp. 1-31.
- Brownlee, W. E, Ide, E. and Y. Fukagai eds. (2013), *The Political Economy of Transnational Tax Reform: The Shoup Mission to Japan in Historical Context*, Cambridge University Press.
- Caumi, A. (2011), "The Evaluation of the Effectiveness of Tax Expenditures - A Novel Approach: An Application to the Regional Tax Incentives for Business Investments in Italy", *OECD Taxation Working Papers*, No. 5, OECD Publishing.
- Cappelen, Å. et al. (2010), "Evaluation of the Norwegian R&D Tax Credit Scheme", *Journal of Technology Management & Innovation*, 5 (3), pp. 96-109.
- Cappelen, Å., Raknerud, A. and M. Rybalka (2012), "The Effects of R&D Tax Credits on Patenting and Innovations", *Research Policy*, 41 (2), pp. 334-345.
- Czarnitzki, D., Hanel, P. and J. M. Rosa (2011), "Evaluating the Impact of R&D Tax Credits on Innovation: A Macroeconometric Study on Canadian Firms", *Research Policy*, 40, pp. 217-229.
- Eisner, R. Albert, S. H. and M. A. Sullivan (1986), "The New Incremental Tax Credit for R&D: Incentive or Disincentive ?", *National Tax Journal*, 37 (2), pp. 171-183.
- Government Accountability Office (1989), "Tax Policy and Administration: The Research Tax Credit Has Stimulated Some Additional Research Spending", *GAO/GGD-89-114*, Report to Congressional Requesters.
- Gravelle, J. G. and T. L. Hungerford (2011), "Corporate Tax Reform: Issues for Congress", CRS Report for Congress.
- Hægeland, T. and J. Moen (2007), *Input Additivity in the Norwegian R&D Tax Credit Scheme*, Statis-

- tics Norway.
- Hall, B. H. (1993), "R&D Tax Policy During the Eighties: Success or Failure?", *Tax Policy and the Economy*, 7, pp. 1-36.
- Hall, R. E. and D. W. Jorgenson (1967), "Tax Policy and Investment Behavior", *The American Economic Review*, 57(3), pp. 391-414.
- Hall, B. and J. Van Reenen (2000), "How Effective Are Fiscal Incentives for R&D? A Review of the Evidence", *Research Policy*, 29(4-5), pp. 449-469.
- Hassett, K. A. and R. G. Hubbard (1997), "Tax Policy and Investment", Auerbach, A. J. ed. *Fiscal Policy: Lessons from Economic Research*, The MIT Press, pp. 339-385.
- Hines, J. R. (1993), "On the Sensitivity of R&D to Delicate Tax Changes: The Behavior of U. S. Multinationals in the 1980s." Giovannini, A., Hubbard, R. G. and J. Slemrod, eds., *Studies in International Taxation*, University of Chicago Press, pp. 149-194.
- Kasahara, H., Shimotsu, K. and M. Suzuki (2014), "Does an R&D Tax Credit Affect R&D Expenditure? : The Japanese R&D Tax Credit Reform in 2003", *Journal of the Japanese and International Economics*, 31, pp. 72-97.
- Keightley, M. P. and M. F. Sherlock (2014), "The Corporate Income Tax System: Overview and Options for Reform", *CRS Report for Congress*.
- Klassen, K. J., Pittman, J. A. and M. P. Reed (2004), "A Cross-National Comparison of R&D Expenditure Decisions: Tax Incentives and Financial Constraints", *Contemporary Accounting Research*, 21(3), pp. 639-680.
- Kobayashi, Y. (2014), "The Effect of R&D Tax Credits for SMEs in Japan: a Microeconomic Analysis Focused on Liquidity Constraints", *Small Business Economics*, 42, pp. 311-327.
- Koga, T. (2003), "Firm Size and R&D Tax Incentives", *Technovation*, 23, pp. 643-648.
- Lyon, A. B. (1989), "The Effect of the Investment Tax Credit on the Value of the Firm", *Journal of Public Economics*, 38(2), pp. 227-247.
- Mamuneas, T. and M. I. Nadiri (1996), "Public R&D Policies and Cost Behavior of the U. S. Manufacturing Industries", *Journal of Public Economics*, 63(1), pp. 57-81.
- Mansfield, E. (1986), "The R&D Tax Credit and Other Technology Policy Issues", *American Economic Review*, 76(2), pp. 190-194.
- McCutchen, W. W. (1993), "Estimating the Impact of the R&D Tax Credit on Strategic Groups in the Pharmaceutical Industry", *Research Policy*, 22(4), pp. 337-351.
- Mulkay, B. and J. Mairesse (2013), "The R&D Tax Credit in France: Assessment and ex ante Evaluation of the 2008 Reform", *Oxford Economic Papers*, 65(3), pp. 746-766.
- OECD (2007), *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Tax Policy Studies, No. 16.
- OECD (2010), *Tax Expenditures in OECD Countries*.
- Pechmann, J. (1959), "Erosion of Individual Income Tax", *National Tax Journal*, 10(1), pp. 1-25.
- Pechmann, J. ed. (1967), *Comprehensive Income Taxation: a Report of a Conference Sponsored by the Fund for Public Policy Research and the Brookings Institution*, Brookings Institution Press.
- Pechmann, J. and B. Okner, (1972), *Individual Income Tax Erosion by Income Classes*, Brookings Institution Press.
- Pereira, A. M. (1994), "On the Effects of Investment Tax Credits on Economic Efficiency and Growth", *Journal of Public Economics*, 54(3), pp. 437-461.
- Pope R. (1997), "An Investment Tax Credit for Investing In New Technology: A Survey of California Firms", *The Engineering Economist: A Journal Devoted to the Problems of Capital Investment*, 42(4), pp. 269-287.
- Surrey, S. (1973), *Pathways to Tax Reform: The Concept of Tax Expenditures*, Harvard University Press.
- Surrey, S. and P. McDaniel eds. (1985), *International Aspects of Tax Expenditures: a Comparative Study*, Kluwer Law and Taxation.
- Tillinger, J. W. (1991), "An Analysis of the Effectiveness of the Research and Experimentation Tax Credit in a q Model of Valuation," *Journal of the American Taxation Association*, 13(2), pp. 1-29.

Tyson, L. and G. Linden (2012), *The Corporate R&D Tax Credit and U. S. Innovation and Competitiveness : Gauging the Economic and Fiscal Effectiveness of the Credit*, Center for American Progress.

White House and the Department of the Treasury (2012), *The President's Framework for Business Tax Reform : A Joint Report by The White House and the Department of the Treasury*.